



子どもの医療費助成

問 国民健康保険課 ☎257-0680

子ども医療とは

対象となる人	主な届け出る場所	支援の内容
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども	市役所国民健康保険課24番窓口、大胡・宮城・粕川・富士見支所	子どもにかかる医療費(保険診療の一部負担金)を福祉医療費で支給します。福祉医療費の支給を受けるためには、申請を行い、福祉医療費受給資格者証の交付を受ける必要があります。

※一部の手続きは、城南支所または上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンターでも届け出ができます。



電子申請はこちらから

子ども医療の届け出

届け出が必要な場合		必要な書類
申請	子どもが生まれたとき	子どものマイナ保険証又は資格確認書等
	市外から転入したとき	・子どものマイナ保険証又は資格確認書等 ・交付状況証明書(県内から転入の場合)
変更	住所、氏名または加入健康保険に変更が生じたとき	・子どものマイナ保険証又は資格確認書等 ・福祉医療費受給資格者証
喪失	市外へ転出するとき	・子どものマイナ保険証又は資格確認書等 ・福祉医療費受給資格者証
再交付	証を紛失、破損したとき	・子どものマイナ保険証又は資格確認書等

※窓口に来庁するときは、来庁する人の身分証明書を持参してください。

※申請、変更および再交付の届け出はお持ちのスマートフォンから電子申請ができます。

※生活保護など、他制度から医療費の助成を受けられるようになったときは、国民健康保険課に申し出てください。

健康・医療

予防接種

問 保健予防課 ☎212-3707

区分	予診票送付時期	対象者	市ホームページ	
子どもの予防接種	・出生の届出後、こども支援課から郵送 ・麻しん風しん混合2期、ジフテリア・破傷風混合2期、日本脳炎2期、HPVは、年齢到達時に別途郵送	対象者は予防接種ごとに異なるため、詳しくは市ホームページへ	《予防接種トップページ》 	
	※転入時5歳以上で予診票が必要な場合、保健予防課に申請が必要(5歳未満は申請不要)			
大人の予防接種	・高齢者肺炎球菌	65歳の誕生日翌月	満65歳の人	《予診票等の発行はこちら》
	・インフルエンザ	9月末	満65歳以上の人	
	・新型コロナウイルス	9月末	満65歳以上の人	
	・带状疱疹	4月中旬	今年度65・70・75・80・85・90・95・100・101歳以上の人※R7のみ	
	※転入者で接種を希望する場合、保健予防課に申請が必要			

大人の健康

問 健康増進課 ☎220-5783

健康診査

疾病予防・早期発見のため、健康診査を行います。対象者には6月に受診シール(18歳から39歳までを対象としたスマイル健診は除く)を郵送。転入者には申し出により交付しますので健康増進課へ連絡してください。

健康診査 ※65歳以上の胸部(結核・肺がん)検診・肝炎ウイルス検診を除き、各500円の費用がかかります

健診・検診の種類	対象になる人	健診・検診の場所
胸部(結核・肺がん)検診	40歳以上	市内の医療機関(個別で受診) 前橋市保健センター、公民館など(集団で受診)
大腸がん検診		
胃がん検診	40歳以上で前年度未受診の人(隔年受診)	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性で前年度未受診の人(隔年受診)	
乳がん検診	40歳以上の女性で前年度未受診の人(隔年受診)	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	
肝炎ウイルス検診	40歳の人や41歳以上の人で過去に前橋市の肝炎ウイルス検診を受けていない人	
骨粗鬆(しょう)症検診	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性	市内の医療機関(個別で受診)
成人歯科健康診査	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、63歳、65歳、68歳、70歳	
スマイル健康診査	18歳から39歳まで	集団健診(「広報まえばし」「本市ホームページ」でお知らせします)

※4月時点で国民健康保険に加入している40歳以上の人、後期高齢者医療に加入している人は、6月に郵送される受診シールに、特定健診(後期高齢者健診)が無料で受けられるシールが印字されます。年度途中の加入者は、特定健診(後期高齢者健診)の受診シール発行手続きが必要ですので保健指導室(☎220-5715)にお問い合わせください。

その他の健康のための事業

健康教室	血糖値が気になる人の教室、健康チャレンジ教室、女性のためのリラクゼーション講座、禁煙チャレンジ塾、健康ステップアップセミナー、市民健康講座
健康相談	窓口相談、電話相談、月いち健康相談

※詳しくは問い合わせください。

健康・医療

特定医療費(指定難病)支給の申請

問 保健予防課 ☎220-5785

国が定める指定難病の認定基準を満たしている人で、難病指定医療機関で保険診療を受けた場合、自己負担の一部が助成されます(群馬県の審査で認定された人が対象)。

小児慢性特定疾病医療給付の申請

問 保健予防課 ☎220-5785

小児慢性特定疾病で医療を受けている児童などが、指定小児慢性特定疾病医療機関で保険診療を受けた場合、自己負担の一部が助成されます(市の審査で認定された人が対象)。

〈以下は広告スペースです〉

— 地域の方々の健康増進に鋭意努力しています —



天川大島にしきどクリニック

内科、消化器内科、小児科/発熱診療

「0歳から100歳まで…地域のかかりつけ医としてこれからも努力してまいります。」

院長 錦戸 崇

休診日：水曜・祝日

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	■	■	/	■	■	▲	▲
13:30~16:00	/	/	/	/	/	▲	/
16:00~19:00	■	■	/	■	■	/	/



ホームページもご覧ください



TEL 027-212-4839 ☎379-2154 前橋市天川大島町33-1(ウエルシア天川大島店様となり)